平成２１年（フ）第９２６９号
大阪市住之江区北島１丁目４―22―102、住民票上の住所大阪市住之江区御崎７丁目15番23―504号
債務者　吉川　茂忠
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４６号
大阪府八尾市光南町１丁目６番25―207号
債務者　山川正子こと　金　　正子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５２３号
大阪府豊中市豊南町西３丁目３番１―203号
債務者　任介　八恵
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０１号
大阪市東住吉区南田辺５丁目30番13号　ヴィラ長居公園303号
債務者　春田　義幸
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００５２号
大阪市天王寺区上本町６丁目３番31―930号
債務者　高村　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２００号
大阪市住吉区長居西２丁目13番23―107号
債務者　大坪加代子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３３８号
大阪府八尾市渋川町７丁目４番１―609号
債務者　森脇　　稔
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８０号
大阪府八尾市竹渕１丁目223番地の４　プランメゾン八尾Ⅱ番館107号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２３号
大阪府枚方市招提平野町８―26　シャンティ招提403　斉藤方、住民票上の住所大阪府枚方市中宮東之町10番19号
債務者　阪井　義昌
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２６号
大阪市西成区千本南１丁目23番11号　ユニオンハイツ302号
債務者　姥谷みさゑ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６号
大阪府茨木市総持寺台１―101、住民票上の住所大阪府高槻市富田町６丁目24番16号
債務者　滝井　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
債務者　大橋　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号
大阪府大東市末広町３番707号
債務者　外塚　智巳（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２号
大阪市住之江区浜口西１丁目４番３号　パルクコート102号
債務者　難波　史仁
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０号
大阪市西成区潮路１丁目２番25号　シャトーシラキ510
債務者　池袋　　忍
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４３７号
北九州市小倉北区浅野２丁目８番37―102号
債務者　日吉　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５４号
北九州市小倉北区木町１丁目２番１―207号
債務者　犬丸　信吾
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部